

福島重雄・大出良知・水島朝穂編著

『長沼事件 平賀書簡』

35年目の証言 自衛隊違憲判決と司法の危機』

下山房雄

スゴい本が出たと受け止めた。何がスゴいかというと、政党活動とか組合活動を堂々と行っているドイツやフランスの裁判官とは違って、市民生活から断絶して生活していて我々が想像するだけだった日本の裁判官の生態がその仕事過程に即して生々しく描写されている点である。素材は、元裁判官の日記、手帳メモ、そして聞き取りと座談である。

北海道・長沼町の保安林指定を解除、樹木を伐採して地对空ミサイルのナイキ基地を建設するのに反対して、町民が起こした保安林指定解除取り消しの仮処分と本訴

(1969年7月7日申請)を担当し、いずれも住民の訴えを認めた決定あるいは判決を行った(仮処分69年8月22日 本訴73年9月7日) 福島が、憲法学者の水島の聞き取りに応じて長年の沈黙を破って語ったのである(本書第1部)。さらに仮処分決定過程で為された平賀札幌地裁所長の露骨な裁判干渉の事件、「平賀書簡問題」への社会的批判が、憲法平和民主主義擁護を掲げる青年法律家協会所属の戦後派裁判官攻撃に反転して、いわゆる「司法の反動化」を招き、裁判官の「青法協」大量脱退、宮本康昭裁判官再任拒否などが起きるのだが、その過程を刑事法学者の大家が、福島、宮本のほか2名、計4名の元裁判官の座談を司会して描く(第2部)。それに長沼事件自衛隊9条2項違反福島判決など重要資料7点を加えた(第3部)のが本書である。読者は、駐留米軍を9条2項違反だとした砂川事件伊達判決(59年3月30日)、および自衛隊イラク派遣は9条1項違反だとした名古屋高裁青山判決(08年4月17日)と並んで、国家の危険な行政行為を三権分立の司法の独立を貫いて規制した福島判決の重みを改めて学習すべきだろう。

さて裁判官の生態の具体例として、平賀の場合をまず引用しておこう。「福島」執行停止決定を送付する前に僕は所長から何度も所長室に呼ばれました。…僕は陪席と合議の後、すでに執行停止の決定書を作成して書記官に渡してしまっており、それも所長は熟知の上での「慎重審理」発言ですから、結局すでに作成した決定をやり直す

ように求める発言：ソファに座った僕の真横に平賀さんが座って、僕の左肩を彼が自分の肩でグツ、グツと押しながら「ねえねえ、君、慎重にね」と言うのです。」(45頁)平賀は東京高裁判事時代に、家裁の母親面接交渉権を認める審判を「母親というのは陰でそつと子供の成長を見守るべきだ」との趣旨で破棄した男だ(189頁)。退官後の2001年執筆の随想の中では、日本国憲法はマツカーサーの「命令であり、占領の終了とともにすべての効力を失った」と書いている(114頁)。そういう極右思想から、自発的に福島に圧力をかけたのか、あるいはより高いところからの指示で圧力をかけたのかはわからない。後者だったなら、似たようなケースはまだたくさん埋もれているということになる。本書何か所かで触れられている恵庭事件違憲判決差し替え抹殺説の真贋とあわせ今後明かにしてほしいところだ。

二人の陪席裁判官との合議の有り様も極めて興味をひく。当初、福島が「…今迄の裁判所は何だかんだといいながら、自衛隊の憲法9条問題を避けてきた。だがいつかはどこかで誰かがやらねばならない問題…この問題に的確な答えを与えなければ…」と日記(69年7月23日)に書いているような覚悟に、陪席はついて行くのをためらった。「…いかに裁判官が憲法論をやるのを恐れるか。…それにしても陪席諸君はいくじがない。もつと勇氣をもたなければ…」(日記 同年8月8日)といった具合だ。しかし「判決の憲法論や関係する資料は陪席判事が集めてくれた」(16頁)、「三人で合議

---

を重ねていった結果としてあのような解釈」 Ⅱ 平和的生存権が侵害されるとの解釈に至った  
(50頁) などと福島が述べているような展開になった。素晴らしい議論のリードである。

(A5判、388頁、本体3700円 日本評論社2009年4月刊)

(2009年7月24日)

(NPOかながわ総研「研究と資料」2009年8月号、156号)